



# あなたも、狙われています！！

携帯番号が変わった！落とした！  
カバンを落とした！盗まれた！  
会社のお金を盗まれた！  
お金をレターパック・  
宅配便で送って！  
代理人・同僚・上司

にお金を渡して！



～このような電話がきたら詐欺を疑いましょう！～

## 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(ふ)436 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け回っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年8月4日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター  
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号  
取り下げ等のお問合せ窓口 03-6384-4090  
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

## 「訴訟」「裁判」の表記は要注意！

- 不安にさせ、記載されている電話番号に連絡させるのが目的です。
- 電話を掛けてしまうと、高額な料金の支払いを強要されます。



身に覚えがない場合は警察（110番）  
または役場に連絡しましょう。

◆当別町では、訪問販売など消費者トラブルの相談窓口を開設しています◆

午前8時45分～午後5時15分（月曜日～金曜日、年末年始・祝日は除く）

当別町役場 住民環境部環境生活課 町民生活係（1階） ☎（0133）23-3209

発行／当別町住民環境部環境生活課町民生活係